

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和 8 年 1 0 月

広島県人事委員会

は じ め に

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



令和8年10月6日

広島県議会議長

中 本 隆 志 様

広島県知事

横 田 美 香 様

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与及び人事行政における当面の諸課題について別紙1のとおり報告するとともに、給与の改定について別紙2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙 1)

報 告	1
I 職員の給与に関する報告	2
1 職員の給与等	2
(1) 職員数及び職員構成	2
(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成	3
(3) 平均給与月額	4
2 民間給与の状況	4
(1) 職種別民間給与実態調査	4
(2) 給与改定等の状況	5
(3) 初任給の状況	5
3 職員給与と民間給与との比較	6
(1) 月例給	6
(2) 特別給	7
4 職員給与と国家公務員給与との比較	7
5 人事院の給与勧告等	7
6 結び	11
(1) 令和 8 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定	11
(2) 給与制度をめぐる諸課題	13
II 人事行政における当面の諸課題に関する報告	17
1 人材の確保・育成等	17
(1) 多様で有為な人材の確保	17
(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進	18
(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	20
2 働きやすさを実感できる勤務環境の整備	21
(1) 時間外勤務の縮減等	21
(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進	24
(3) 職員の健康管理	25
(4) ハラスメントの防止	26
3 不祥事根絶に向けた取組の徹底	27
III 給与勧告実施の要請	28

(別紙 2)

勧 告	29
-----	----

(説明資料)

1 職員給与関係資料	1
2 民間給与等関係資料	40

報 告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告するとともに、人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

I 職員の給与に関する報告

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び情報職の6種9給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は22,654人で、昨年に比べ36人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の49.6%を占め、以下、行政職25.0%、公安職22.9%、医療職1.2%、研究職1.1%、情報職0.2%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比 (単位：人)				
区 分 給料表	職 員 数			令和7年 職員構成比
	令和8年4月	令和7年4月	増 減	
全 給 料 表	22,654	22,690	△ 36	100.0%
行 政 職 給 料 表	5,671	5,712	△ 41	25.0%
公 安 職 給 料 表	5,179	5,126	＋ 53	22.9%
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	3,573	3,612	△ 39	49.6%
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	7,658	7,679	△ 21	
研 究 職 給 料 表	248	256	△ 8	1.1%
医 療 職 給 料 表 (一)	54	51	＋ 3	1.2%
医 療 職 給 料 表 (二)	131	129	＋ 2	
医 療 職 給 料 表 (三)	91	85	＋ 6	
情 報 職 給 料 表	49	40	＋ 9	0.2%

- (注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を含み、職員の給与に関する条例附則第8項及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員（以下「定年延長者」という。）及び暫定再任用職員等を除く。以下、第4表までについて同じ。）。
- 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下の各表において同じ。）。

(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成

職員の平均年齢は、第2表のとおり、39.5歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者（研究員等）で42.9歳、最も低いのは医療職給料表(三)（保健師等）の適用者で37.8歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、25歳から29歳までの年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、18歳から29歳まで、35歳から44歳までの各年齢階層が増加している。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区 分 給料表	平 均 年 齢		
	令和8年4月	令和7年4月	増 減
全 給 料 表	39.5	39.7	△0.2
行 政 職 給 料 表	41.3	41.6	△0.3
公 安 職 給 料 表	39.1	39.0	+0.1
教育職給料表(二)(ロ)	40.2	40.8	△0.6
教育職給料表(三)(イ)	38.0	38.2	△0.2
研 究 職 給 料 表	42.9	43.1	△0.2
医 療 職 給 料 表 (一)	39.9	39.5	+0.4
医 療 職 給 料 表 (二)	42.3	42.7	△0.4
医 療 職 給 料 表 (三)	37.8	38.6	△0.8
情 報 職 給 料 表	41.6	40.6	+1.0

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年 齢 階 層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
令和8年4月	9.5	15.2	14.2	13.5	11.4	10.7	12.9	12.6
令和7年4月	9.3	14.6	14.3	13.2	11.1	11.1	13.0	13.2
増 減	+0.2	+0.6	△0.1	+0.3	+0.3	△0.4	△0.1	△0.6
参 考 平成28年4月	6.8	12.0	11.0	9.9	11.8	12.3	17.2	18.9

(3) 平均給与月額

職員の本年４月における平均給与月額は、第４表のとおり、414,615円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者（医師等）で865,493円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者で368,873円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では3.4％（13,450円）増加しており、これを給料表別にみると、増加率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)（小中学校教諭等）の適用者となっている。

【説明資料 第３表参照】

■第４表 職員１人当たりの平均給与月額

(単位：円)

区 分 給料表	平 均 給 与 月 額			
	令和８年４月	令和７年４月	増減額	増減率
全 給 料 表	414,615	401,165	＋ 13,450	＋3.4％
行 政 職 給 料 表	393,923	383,093	＋ 10,830	＋2.8％
公 安 職 給 料 表	408,843	394,532	＋ 14,311	＋3.6％
教育職給料表(二)(ロ)	441,789	428,628	＋ 13,161	＋3.1％
教育職給料表(三)(イ)	418,046	403,061	＋ 14,985	＋3.7％
研 究 職 給 料 表	428,140	416,847	＋ 11,293	＋2.7％
医 療 職 給 料 表 (一)	865,493	840,988	＋ 24,505	＋2.9％
医 療 職 給 料 表 (二)	400,768	392,628	＋ 8,140	＋2.1％
医 療 職 給 料 表 (三)	368,873	358,908	＋ 9,965	＋2.8％
情 報 職 給 料 表	458,561	444,498	＋ 14,063	＋3.2％

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,168の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法）によって抽出した293事業所について、令和８年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約12,000人及び研究員、医師等の54職種約900人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、84.7%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

【説明資料 第13表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第5表及び第6表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は73.7%（昨年67.9%）であり、昨年に比べ5.8ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は96.4%（同96.3%）であり、昨年に比べ0.1ポイント増加している。

■第5表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

区 分 役職段階		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	令和8年調査	73.7	1.0	1.2	24.1
	令和7年調査	67.9	0.3	0.5	31.3
課長級	令和8年調査	68.1	1.0	1.2	29.8
	令和7年調査	58.4	1.9	0.5	39.2

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第6表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

区 分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係 員	令和8年調査	97.1	96.4	30.5	6.8	59.1	0.7	3.0
	令和7年調査	96.9	96.3	38.6	3.7	54.0	0.6	3.1
課長級	令和8年調査	85.9	84.7	25.7	5.6	53.5	1.1	14.2
	令和7年調査	82.1	81.6	34.9	2.3	44.4	0.6	17.9

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第7表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で42.9%（昨年30.5%）、高校卒で

を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである（ラスパイレス方式）。

2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。

3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,671人（定年延長者216人を除く）から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,426人（平均年齢42.0歳）である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第9表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給を0.06月分下回っている。

【説明資料 第18表参照】

■第9表 民間における特別給の支給状況

区 分	特 別 給 の 支 給 割 合
下 半 期	2.26 月分
上 半 期	2.45 月分
年 間 計	4.71 月分

(注) 1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和7年地方公務員給与実態調査によれば、令和7年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.9（令和6年100.9）であり、前年と同水準となっている。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は100.4（令和6年99.6）であり、前年に比べ0.8ポイント増加している。

5 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「公務員人事管理に関する報告」及び「職員の給与に関する報告」を行い、給与の改

定について勧告した。

この中で、「公務員人事管理に関する報告」については、「『これから』の公務」を実現するための改革として、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」、「誰もが挑戦できる開かれた公務」及び「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」の四つを柱に据え、これらをパッケージとして展開する取組について報告された。

また、給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を15,056円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、平均3.3%の引上げ改定を行った。初任給については、民間の動向や人材確保の重要性を踏まえて引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る引上げ改定を行った。特別給については、民間の支給状況等を考慮し、支給月数を0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされた。

さらに、転勤に伴う経済的な負担の軽減のため、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設した。

あわせて、「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」及び「国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要については、次のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

6 結び

(1) 令和8年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を11,765円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や人事院の改定の考え方等を踏まえ、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る改定を行う等、初任給をはじめ全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

また、行政職給料表が適用される定年前再任用短時間勤務職員及びフルタイム暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）の月例給について、民間給与実態調査における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較したところ、第10表のとおり、再任用職員が民間を下回る状況にあることから、再任用職員に対し民間のフルタイム勤務再雇用者の水準に見合った額を支給できるよう、所要の改定を行う必要がある。

あわせて、令和6年4月1日から実施している職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年広島県条例第36号）附則第15条第1項の規定に基づくフルタイム暫定再任用職員の給料月額の特例措置については、本年の給与改定を踏まえ、任命権者においてその見直しを検討する必要がある。

■第10表 再任用職員及び民間における再雇用者の月例給

役 職 段 階	令和8年4月時点の再任用職員の月例給		民 間
	定年前再任用 短時間勤務職員	フルタイム 暫定再任用職員	
主 任 級	282,300 円	296,441 円	306,000 円

(注) 1 「定年前再任用短時間勤務職員」の月例給は、行政職給料表（2級）の基準給料月額（勤務時間による調整前の額）に地域手当を加算した額である

- 2 「フルタイム暫定再任用職員」の月例給は、令和4年改正定年条例附則第15条第1項第1号の級号給に応じた給料月額7割の額に地域手当を加算した額である。
- 3 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均）である。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

ウ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

エ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.65月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.71月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月とする必要がある。

支給月数の引き上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況等を参考にして、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引き上げる必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国の取扱いに準じて改定する必要がある。

オ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 新たな職の設置に伴う教育職給料表の改定等

本県の教育委員会は、新たな職として、学校教育法に定める「主務教諭」の設置に向けた検討を進めているところである。

この「主務教諭」について、同法に定める職務内容等を考慮した上で、適切な給与上の処遇を図ることができるよう、現行の教育職給料表を、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」等を参考に改定するとともに、諸手当等について、他の教育職員との均衡を考慮し、適切な措置を講じる必要がある。

イ 転居に関する手当の新設等

人事院は、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠に繋がっており、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があるとし、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとした。

具体的には、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、単身赴任者については105,000円以内、それ以外の者については43,000円以内の額を、異動から原則3年間支給するとしている。

また、転勤に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、総合的な手当を新設するとの方針が示されたところであり、令和9年夏に具体的な内容が報告される予定である。

本県においても、転勤による経済的負担の軽減を図るため、関係法令の改正状況等を踏まえ、国の取扱いに準じた制度の導入に向けて、所要の措置を講じることが適当である。

ウ 特勤勤務手当に準ずる手当

人事院は、転勤を敬遠する傾向や転勤に応じるとしても都市部等の希

望に合う地域を望む傾向が高まる中で、へき地等の生活が不便な官署の人員確保を図るため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署の範囲を拡大し、公共施設等が近隣に所在する官署であっても勤務のために転居した職員に対し同手当を支給するよう指定基準を見直すこととした。

本県においても、へき地等の生活が不便な公署の人員確保を図るため、国の取扱いに準じた措置を講じる必要がある。

エ 通勤手当

人事院は、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定を改正し、令和8年10月から所要の措置を講じている。

本県においては、月の途中で採用された職員等に対する通勤手当の支給について、国の新しい制度の運用状況及び他の都道府県の動向等を注視し、本県における通勤手当の在り方について、引き続き調査・研究を進める必要がある。

オ 職務・職責に応じた給与体系の構築等

人事院は、政策決定等において中核的な役割を担っている本府省幹部職員等の給与について、職務・職責をより一層重視した給与体系の実現を目指し、今後講じていく措置の骨格を示した。

本県では、施策決定において中核的な役割を担っている管理職員について、平成28年度から、職務実績・能力評価をより一層的確に反映させるため、職務の級ごとに、勤務成績の区分に応じた4号給を設定するなど、独自の措置を講じてきたところであり、国の取組や他の都道府県の動向等を踏まえ、より職務・職責に応じた処遇の実現に向け、検討を進めていく必要がある。

また、優秀な人材を確保し、定着させるためには、管理職員に限らず、あらゆる世代の職員の人事管理や処遇について、年齢に関わりなく、能力・実績がより反映され、職務上の役割・貢献に応じたものにすることが求められており、本県の実態等を踏まえ、より一層の取組を進めていく必

要がある。

さらに、人事院は、中途採用職員等の民間企業等における経験年数を十分に考慮して給与決定を行うため、令和8年4月から、初任給制度に係る所要の見直しを実施している。

本県においても、中途採用職員等の初任給決定の見直しについて、有為な人材を確保する観点等から、国に準じた見直しを行うことが適当である。

カ 高齢層職員の給与

人事院は、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関する制度と一体で検討を行っていくことが必要であり、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を把握し、60歳前後の給与水準等の検討を加速することとしている。

本県においても、再任用職員を含む高齢層職員がその経験や能力を活かし、意欲をもって働くことができるよう、職務上の役割を明確化した上で、職務・職責を踏まえた適切な処遇の在り方、能力・実績のよりの確な処遇への反映について、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、引き続き調査・研究を進める必要がある。

キ 特定任期付職員の勤勉手当

人事院は、複雑・困難化する行政課題への対応に当たり、高度の専門性を有する人材を特定任期付職員として確保するため、勤務成績に応じて高い成績率を適用できるよう、特定任期付職員の勤勉手当について、現行の支給総額を超えて支給できることとした。

本県においても、高度の専門性を有する人材を確保するため、国の取扱いに準じた措置を講じる必要がある。

ク 会計年度任用職員の給与

人事院は、厚生労働省における同一労働同一賃金ガイドラインの改正を踏まえ、任期が相当長期にわたる非常勤職員に扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めるよう、非常勤職員の給与に関する指針に明記するとともに、同指針に沿った適正な給与の支給が行われるよう、

各府省を指導していくこととした。

本県の短時間勤務会計年度任用職員に対する扶養手当及び住居手当に相当する報酬の支給については、国や他の都道府県における非常勤職員の取扱いとの均衡等を踏まえて検討する必要がある。

Ⅱ 人事行政における当面の諸課題に関する報告

1 人材の確保・育成等

想定を上回るペースで進む人口減少、緊迫した国際情勢を背景とした地政学的リスクの高まり、急速に革新・普及が進むデジタル技術と関連産業の発展、自然災害の激甚化・頻発化、不確実性の高まる経済情勢など、本県を取り巻く環境は一層複雑かつ流動的となっている。

こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、民間企業においては、人材を「人的資本」として捉え、従業員の主体性を尊重したマネジメントを実現することにより、企業価値を向上させる「人的資本経営」に取り組み始めている。本県においても、こうした時代の変化・変革を的確に捉え、人材の確保・育成等に係る現行制度の成果を踏まえつつ、人的資本経営の考え方のもと、より良い制度へのアップデートに不断に取り組まなければならない。

また、採用手法の改善や戦略的な公務の魅力発信に取り組むとともに、職員一人一人が働きがいと成長実感を持てる組織となるよう更なる変革を進め、公務内外の人材が「働きたい、働き続けたい」と思える魅力的な組織を実現していくことが必要である。

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進め、直近の大学卒業程度試験の受験者数は2年連続で増加したところであるが、今後見込まれる若年人口の更なる減少や若年層のキャリア意識の変化、デジタル人材など技術系職種の人材獲得競争の激化を踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、採用広報や試験制度の研究・改善を行い、多様で有為な人材の確保に取り組んでいくことが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試

験実施時期の更なる前倒しや受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延伸などが行われるとともに、公務の魅力向上と発信を強化するなど、選ばれる公務職場に向けた取組が進められている。また、公務を一度離職した者を適切なタイミングで柔軟に採用することを可能とする、いわゆるアルムナイ採用制度を整備し、運用されている。

他の都道府県においても、採用試験実施時期の前倒しや教養試験の廃止、オンライン試験や大学３年生から受験可能な試験の導入など、全国的に様々な取組が行われている。

本県においても、早期卒試験やオンライン試験の導入・拡大等に取り組んできたところであるが、今後、これらの取組を更に充実させることに加え、採用試験の更なる早期化等、より幅広い層の人材がチャレンジできる試験制度を検討するとともに、アルムナイ採用制度の柔軟な運用等、様々な手法での人材確保を行うことが必要である。

併せて、SNSや説明会、インターンシップ等を通じて公務の魅力を積極的に発信するほか、説明会等に参加した学生と継続的に接点を持つことで、受験者確保を図るとともに、合格発表後も採用辞退防止に向けた取組を行うことが重要である。

(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、限られた経営資源で本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、多様な価値観や経験を持つ職員一人一人の意欲と能力を組織の原動力へと転換し、組織のパフォーマンスを最大化させていくことが求められる。

本県では今年度、基本理念である「将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現」のもと、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を発展的に見直したところであるが、その実現を支える人材の確保・育成に関する戦略を、ひろしまビジョンと一体的に策定し、この戦略に基づいた取組を実行していくことが不可欠である。戦略の策定に当たっては、人的資本情報の開示等を通して職員

等との対話を行いながら、取り組むべき人材確保・育成施策を明確にし、その実行と検証を繰り返して人的資本の価値を向上させ続けていくことが求められる。

近年、本県の中途退職者数は高水準で推移しており、特に若年層の退職が増加傾向にあるが、この現状は、既存職員の負担増や職場におけるモチベーション低下の要因となるなど、極めて深刻な課題である。

昨年度、本人事委員会が入庁1年目から5年目までの職員を対象に実施した「若手職員の職場・仕事等に関する意識調査」では、早期退職を検討する職員とそれ以外の職員との間で、働きがいの実感度に大きな乖離があること、また、働きがいを感じる要素として、「周囲から自分の仕事が認められること」、「成長する機会や実感が得られること」などを挙げる職員が多いことが明らかとなった。志のある若年層の定着に向けては、働きやすい勤務環境の整備に留まらず、自身の成長や働きがいを強く感じられるような環境の整備を図る必要がある。

また、職員一人一人が仕事の付加価値を高め、主体的にキャリアを築いていくためには、個人の自律的な能力開発を支援する取組の充実が必要である。職員自身が目指すべきキャリアに必要な能力を客観的に把握することが可能となるよう、課題発見力やリーダーシップ、コンプライアンス意識など、県職員として求められるスキルを定義・明確化するとともに、職員の希望するキャリアやスキルレベルに応じて自発的に学びを選択できる研修体系へと再構築を図るべきである。

以上のような人材マネジメントを実施するためには、それらの土台となるデータ基盤の確立が重要である。職員の経験や保有スキル、キャリアに関する意向等をデータ化し、いわゆるタレントマネジメントシステムのようなツールに蓄積して活用するなど、人事管理におけるデジタル活用を積極的に進めていく必要がある。

公務員という職業を選択し、本県に志を持って入庁した職員が、日々の業務を通じて自らの「挑戦と成長」を強く実感し、本県の未来を切り拓く誇りを持って働き続けられる組織となるよう、各任命権者においてはこれ

らの人材マネジメント改革を、スピード感を持って実行に移す必要がある。

(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

社会情勢が目まぐるしく変化する中、県民一人一人のニーズに寄り添い、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、行政組織自身が、多様な価値観を理解し受け入れることができる、しなやかな組織であることが不可欠である。そのためには、職員の多様な背景を尊重し、性別や障害の有無等にかかわらず、誰もがその意欲と能力を十分に発揮しながら、働きたいを感じることができる職場づくりに取り組んでいくことが求められる。

高齢層職員については、定年の段階的な引上げに伴い増加することが見込まれる。多様な知識と経験を有する高齢層職員は本県を支える重要な人材であり、それらを公務内で積極的に活用できるよう、人材育成や管理職のサポートなど、組織における役割を明確化した上で、意欲を持って働き続けられる環境の整備に取り組む必要がある。

障害者雇用については、公務組織は民間企業を率先して垂範するという役割からも、各自の能力・個性を最大限に発揮し、生き生きと働くことができる環境を目指し、就労機会の拡大に取り組んでいく必要がある。各任命権者においては、法定雇用率の達成に留まらず、雇用された障害者の定着・活躍に向けた取組を推進することで、障害のある職員も含めた職員一人一人が、その個性や特性を失うことなく、それらを活かした上で、自身の持つ能力を最大限に発揮できるような職場の実現に向けて取り組む必要がある。

女性の活躍の推進については、これまで、各任命権者とも、女性活躍推進法に基づき特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。各任命権者においては、今年度から令和12年度までを計画期間とする新たな特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、引き続き取組を進めていく必要がある。

ある。

性別、障害、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、各々が抱える事情など、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。この差異を互いに認め合い、活かしていくことは、多様化・複雑化する行政課題の解決に資するものであり、組織全体のパフォーマンスの向上にもつながる。

こうした職場づくりの土台として、地位や経験にかかわらず組織内で自分の考えや気持ちを安心して表現できる、心理的安全性の高い組織を実現していくことが求められている。各任命権者においては、心理的安全性やその理解を進めながら、様々な個性や価値観・事情が尊重・配慮され、全ての職員が活躍できるインクルーシブな職場を実現していく必要がある。

2 働きやすさを実感できる勤務環境の整備

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中、公務においても、職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる勤務環境がより一層求められている。

働きやすい勤務環境は、職場への満足度を高めるとともに、職員が心身ともに健康な状態で、その能力を最大限に発揮して勤務することを可能とするものであり、職員の「働きがい」をより向上させることにもつながる。このことは、行政サービスの質の向上や公務組織全体の更なる活性化にもつながり、ひいては、職場としての公務組織の魅力を向上させ、多様で有為な人材を確保することにも資するものである。

そのため、各任命権者においては、時間外勤務の縮減、多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進など、職員一人一人が働きやすさを実感できる勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、管理監督者を主体とし

たマネジメント面での取組が推進されるとともに、行政デジタル化などによる業務効率化の取組も進められているところである。

令和7年度の時間外勤務は、前年度と比較して、警察本部で増加し、知事部局と教育委員会では減少した。しかしながら、所属の中で特定の職員のみが長時間勤務を行っている、また、長時間勤務を行っている職員が集中する所属が見受けられるなど、業務負担が偏っている状況が見られた。このため、各任命権者において、業務の割振りの見直しや時間外勤務の必要性の確認など、業務平準化の取組が進められているところであるが、特定の職員・所属への業務負担の集中を緩和し、負担軽減のための取組を一層推進する必要がある。

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、A Iをはじめとするデジタル技術の活用などによる業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた人員の確保や柔軟な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、日ごろから個々の職員の勤務状況を適切に把握し、業務負担の集中緩和を図るなど、管理監督者によるマネジメントを着実にやっていく必要がある。なお、管理監督者は、労働基準法等の関係法令を遵守した上で、一層の適正な勤務時間管理に努める必要がある。

また、人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしている。その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない、適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないが、その適切な運用が徹底されていない状況が見受けられた。特例業務への従事については、各任命権者において厳格に運用した上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、管理監督者による勤務時間の適正管理をより徹底するとともに、医師による面

接指導等の徹底や勤務間インターバル制度等による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、勤務時間が適正に管理され、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

教育委員会では、「学校における働き方改革取組方針」に基づき、教員の負担を軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けて様々な取組を進めており、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、令和7年度も依然として多くの教員が長時間労働を行っている状況にある。こうした中で、本年2月に改定した「学校における働き方改革取組方針」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」と位置付けた上で、教員の業務量の適正化、教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備、教員の健康及び福祉の確保に関する取組を総合的に進めていくこととしている。同取組方針に定める教員の負担をより軽減し、長時間労働を解消していくための取組については、本人事委員会においても実施状況を注視し、必要な指導及び助言を行っていく。

あわせて、教育委員会においては、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、市町教育委員会と一層の連携を図り、市町教育委員会が定めた「業務量管理・健康確保措置実施計画」の取組に対し、教育職場の実情を踏まえた必要な支援・助言を行っていく必要がある。

ウ 国においては、長時間労働を是正し、職員の総実勤務時間を減少させる取組の一つとして、休日や週休日に勤務を命じた場合の代休日の指定及び週休日の振替等について、1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする見直しを行うこととしている。

代休日の指定及び週休日の振替等については、本県においても国と同様の制度としていることから、総実勤務時間縮減策の一つとして、国に準じて見直しの検討を進めていく必要がある。

(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進

ア 育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、各任命権者とも、特定事業主行動計画等に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、今年度から令和12年度までを計画期間とする新たな特定事業主行動計画を策定しており、これまでの取組の検証結果を踏まえ、新計画に基づき両立支援の取組をより一層推進していくことが必要である。

特に、男性職員の育児休業については、これまでの取得促進の取組により、ほぼ定着した状況にある。引き続き、対象となる職員が希望する期間の育児休業を安心して取得できるような職場環境を作っていく必要がある。

また、本県においては、育児や介護との両立支援のための様々な休暇・休業制度が整備されているが、個々の職員の事情に適した制度がより幅広く利用され、働き続けることができるよう、職員に対する両立支援制度の周知や、制度を利用しやすいような職場環境の整備など、両立支援の取組を更に推進していく必要がある。

さらに、両立支援の取組の実施に当たっては、育児や介護を行う職員だけでなく、周囲の職員や職場の体制にも配慮した取組を推進していく必要がある。

イ 国においては、個々の職員の事情に配慮した柔軟な働き方を促進する取組として、事由を問わず取得可能な無給休暇の新設や、フレックスタイム制の更なる見直しなどの制度改革を推進している。また、他の多くの都道府県においても、フレックスタイム制など柔軟な働き方につながる制度の導入を進めている。

柔軟な働き方を促進し、職員の働き方の選択肢を増やすことは、多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の実現に資するとともに、効率的な時間管理による公務能率の向上や、多様で有為な人材の確保・活躍にもつながるものである。

本県においても、テレワークや早出遅出勤務など、柔軟な働き方を推進する取組が進められているが、こうした国や他の都道府県の動向を踏まえ、各任命権者においては、適正な公務運営を確保することを前提とした上で、現場の実情に配慮しつつ、無給休暇やフレックスタイム制など、職員の柔軟な働き方の選択肢を拡大する制度の導入に向けて具体的な検討を進めていく必要がある。

(3) 職員の健康管理

ア 職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要であり、各任命権者においては、職員の健康を増進し、働きやすい職場環境づくりに向けた取組が求められている。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化、ストレスチェックの集団分析結果の活用など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者・休職者の数や割合は増加傾向にある。とりわけ近年では、20歳代の若年層職員のほか、40歳代・50歳代以上の職員にも精神疾患による長期病休者・休職者の増加傾向がみられており、メンタルヘルス対策の重要性が一層増している状況にある。こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、メンタルヘルスセミナーの実施や、保健師等による個別面談や巡回相談の実施といった取組が進められているところである。また、職場の健康管理を担う管理職員が、マネジメント面で抱える課題に対応できるよう、研修の実施や相談体制の強化など管理職員への支援を充実させる取組も進められている。各任命権者においては、現

在の取組の効果を検証しながら、更なる実効的な対策を講じていく必要がある。

精神疾患については、再発するケースが多いことから、引き続き予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策のほか、長期病休・休職からの復帰者が、病状が再発することのないよう、支援体制をより充実させていくことも重要である。

イ また、治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務となったことも踏まえ、本県においても、疾病を抱えながら勤務する職員が、治療と勤務を両立しながら働き続けられる職場環境の整備を一層進めていく必要がある。

あわせて、高年齢者の労働災害防止措置についても事業主の努力義務とされたところであり、定年延長等により高齢層職員が増加している状況も踏まえ、各任命権者においては、高齢層職員の心身の特性に応じた健康管理対策・安全管理対策を講じていくことも必要である。

ウ 本県においては、地理的特性・交通事情から、長距離・長時間通勤を行っている職員が一定数いるが、職員の健康管理や効率的な公務運営を確保する観点から、引き続き長距離・長時間通勤による職員の負担軽減に向けた取組を進める必要がある。

(4) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメントなどの職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因ともなり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたところであるが、職員による相談件数は高水準で推移しており、ハラスメントとして認定された事案も確認されているところである。

また、本年10月から、事業主にカスタマー・ハラスメントの防止対策が義務付けられたことに伴い、本県においても、対策指針や対応マニュアル等が整備されている。職員を雇用する事業主としての立場から、職員が安

心して業務に取り組めるよう、組織的な対策を推進していくことが求められているところである。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るとともに、管理職員によるマネジメントを強化し、職員相互間のコミュニケーションをより密にするなど、ハラスメントのない職場環境づくりにより一層努め、職員がハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう、ハラスメントの防止・解決に向けて組織的に取り組んでいく必要がある。

3 不祥事根絶に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として、公務遂行に伴う不適正な事務処理による不祥事案が発生しているほか、わいせつ・セクハラ行為や飲酒運転による懲戒処分事案が複数発生するなど、深刻な状況にある。

このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

知事部局における「広島県コンプライアンス基本方針」の策定など、各任命権者においては、コンプライアンス推進体制を強化し、職員の規範意識のさらなる確立に向けた取組を行っているところである。引き続き、事案ごとに原因分析を行い、不祥事根絶に向けて、組織の自浄作用を高め、不祥事を許さない組織風土を構築するための取組を続けていくことが重要である。

職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえ月例給及び特別給を引き上げること等を求めるものである。

近年、行政課題が複雑化・多様化する中で、より効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、職員がそれぞれの適性や能力を存分に発揮し、県行政の推進のために意欲を持って働くことができる組織であることが重要であり、各任命権者におかれては、県行政を担う多様で有為な人材を確保・育成するとともに、魅力ある職場環境づくり等に取り組まれることを要望する。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、高い使命感と責任感を持ち、より一層職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和8年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表6までのとおり改定すること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿直勤務又は日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務は8,000円とし、常直勤務に係る支給月額を25,000円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員条例」という。）の改正
現行給料表を別表7のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表9のとおり改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

2 給与制度をめぐる諸課題の内容

(1) 給与条例の改正

1の(1)のアによる改定後の給料表を別表10のとおり改定すること。

新給料表（別表10）への切替えは、別記切替要領によること。

(2) 市町立学校職員条例の改正

1の(2)による改定後の給料表を別表11のとおり改定すること。

新給料表（別表11）への切替えは、別記切替要領によること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)及び(2)については、令和10年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,900	287,800	325,100	381,100	470,500	498,900	550,500
	2	208,000	288,800	326,600	382,800	474,500	502,900	554,500
	3	209,200	289,800	328,000	384,400	480,500	508,900	560,500
	4	210,300	290,800	329,400	386,000	488,500	516,900	568,500
	5	211,400	291,800	330,400	387,600			
	6	213,100	292,800	331,500	389,400			
	7	214,700	293,800	332,600	390,900			
	8	216,300	294,800	333,800	392,500			
	9	217,900	295,800	335,100	393,800			
	10	219,500	296,900	336,700	395,400			
	11	221,100	297,900	338,400	397,000			
	12	222,700	298,900	340,000	398,500			
	13	224,200	299,900	341,200	400,400			
	14	225,900	301,200	342,800	402,300			
	15	227,600	302,500	344,500	404,200			
	16	229,300	303,700	346,100	406,000			
	17	230,500	305,000	347,600	407,500			
	18	232,100	306,300	349,300	409,300			
	19	233,700	307,600	351,000	411,000			
	20	235,200	308,800	352,400	412,600			
	21	236,700	309,900	353,800	414,300			
	22	238,300	311,100	355,500	415,700			
	23	239,900	312,400	356,800	417,100			
	24	241,500	313,700	358,400	418,500			
	25	243,100	315,000	359,600	419,900			
	26	244,800	316,100	361,500	421,100			
	27	246,100	317,100	363,100	422,300			
	28	247,400	318,100	364,600	423,300			
	29	248,700	319,300	365,900	424,400			
	30	249,800	320,500	367,500	425,600			
	31	250,900	321,700	369,100	426,700			
	32	252,000	322,900	370,700	427,800			
	33	253,100	324,100	372,300	428,500			
	34	254,400	325,400	374,000	429,200			
	35	255,800	326,800	375,800	429,800			
	36	257,200	328,100	377,600	430,500			
	37	258,600	329,400	379,100	431,100			
	38	260,000	330,700	380,500	431,700			
	39	261,400	332,000	381,900	432,200			
	40	262,800	333,300	383,300	432,600			
	41	264,200	334,700	384,900	433,000			
	42	265,400	335,900	386,300	433,200			
	43	266,700	337,100	387,600	433,500			
	44	268,000	338,200	389,100	433,800			
	45	269,200	339,100	390,300	434,100			
	46	270,400	340,300	391,200	434,400			
	47	271,700	341,500	392,300	434,700			
	48	272,900	342,800	393,400	435,000			

49	274, 000	343, 900	394, 300	435, 200
50	275, 100	345, 100	395, 300	435, 500
51	276, 200	346, 300	396, 300	435, 700
52	277, 300	347, 500	397, 200	436, 000
53	278, 200	348, 800	398, 200	436, 200
54	279, 200	349, 800	399, 100	436, 500
55	280, 200	350, 900	400, 000	436, 800
56	281, 200	352, 000	400, 900	437, 100
57	282, 200	352, 700	401, 700	437, 300
58	283, 100	353, 600	402, 400	437, 600
59	283, 900	354, 300	403, 200	437, 900
60	284, 800	355, 100	404, 000	438, 100
61	285, 600	355, 900	404, 600	438, 300
62	286, 400	356, 300	405, 300	438, 600
63	287, 300	356, 800	406, 000	438, 900
64	288, 000	357, 500	406, 700	439, 100
65	288, 800	358, 300	407, 200	439, 300
66	289, 600	359, 000	407, 900	439, 600
67	290, 400	359, 700	408, 500	439, 900
68	291, 000	360, 300	409, 100	440, 100
69	291, 700	360, 800	409, 500	440, 300
70	292, 500	361, 400	410, 100	440, 600
71	293, 200	361, 900	410, 800	440, 900
72	293, 900	362, 500	411, 400	441, 100
73	294, 600	362, 800	411, 800	441, 300
74	295, 400	363, 300	412, 300	
75	296, 100	363, 600	412, 800	
76	296, 800	364, 000	413, 400	
77	297, 500	364, 400	413, 800	
78	298, 200	364, 900	414, 200	
79	298, 900	365, 400	414, 500	
80	299, 500	365, 900	414, 900	
81	300, 200	366, 200	415, 200	
82	300, 900	366, 600	415, 500	
83	301, 600	367, 000	415, 800	
84	302, 300	367, 400	416, 100	
85	302, 800	367, 700	416, 300	
86	303, 500	368, 100	416, 600	
87	304, 100	368, 500	416, 900	
88	304, 800	368, 900	417, 100	
89	305, 400	369, 100	417, 300	
90	306, 000	369, 500	417, 500	
91	306, 600	369, 900	417, 700	
92	307, 400	370, 300	417, 900	
93	308, 000	370, 500	418, 100	
94		370, 800	418, 300	
95		371, 200	418, 500	
96		371, 500	418, 700	
97		371, 800	418, 900	
98		372, 200		
99		372, 600		
100		373, 000		
101		373, 500		
102		373, 900		
103		374, 300		
104		374, 700		

	105		375,200					
	106		375,600					
	107		375,900					
	108		376,200					
	109		376,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		249,200	294,000	330,000	361,100	407,000	444,000	501,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	237,900	259,200	282,200	321,100	357,800	380,200	412,000	448,700	496,500
	2	240,400	261,400	284,100	322,100	359,300	382,000	413,700	450,300	502,500
	3	242,800	263,600	286,200	323,000	360,700	383,700	415,300	451,800	507,400
	4	245,200	265,800	288,300	323,900	362,200	385,400	417,000	453,300	511,600
	5	247,600	268,000	290,300	324,500	363,700	387,000	418,500	454,800	515,600
	6	249,900	270,000	291,600	325,200	365,200	388,700	420,100	456,400	519,000
	7	252,300	272,000	292,900	325,800	366,600	390,400	421,700	457,800	521,900
	8	254,500	273,800	294,200	326,500	368,000	392,000	423,300	459,200	524,400
	9	256,700	275,600	295,500	327,100	369,400	393,500	424,800	460,300	526,600
	10	258,800	277,300	296,800	327,800	371,000	395,100	426,400	461,700	
	11	260,900	279,000	298,000	328,500	372,700	396,700	428,000	463,200	
	12	262,900	280,400	299,200	329,100	374,300	398,300	429,600	464,700	
	13	264,800	281,800	300,400	329,800	375,700	399,900	431,100	466,000	
	14	266,800	283,600	301,400	330,500	377,300	401,500	433,100	467,700	
	15	268,800	284,900	302,400	331,100	378,900	403,100	435,100	469,300	
	16	270,400	286,300	303,800	331,900	380,400	404,700	437,100	470,900	
	17	272,000	287,700	304,900	332,600	382,000	406,200	438,600	472,300	
	18	273,500	288,900	306,000	333,400	383,600	407,800	440,300	474,000	
	19	275,000	290,100	307,100	334,400	385,200	409,400	441,900	475,700	
	20	276,500	291,200	308,200	335,200	386,700	411,000	443,600	477,300	
	21	278,000	292,500	309,400	336,100	388,200	412,500	445,200	478,700	
	22	279,500	293,600	310,000	337,300	389,800	414,100	446,700	479,400	
	23	281,000	294,800	310,500	338,600	391,400	415,800	448,200	480,100	
	24	282,500	295,900	311,100	339,900	393,000	417,500	449,600	480,800	
	25	284,000	297,200	311,500	341,200	394,400	419,200	450,800	481,200	
	26	285,200	298,500	312,100	342,700	396,100	421,200	452,300	481,700	
	27	286,400	299,700	312,600	344,100	397,800	423,000	453,800	482,300	
	28	287,600	300,900	313,100	345,100	399,300	424,900	455,200	482,900	
	29	288,800	301,800	313,500	346,000	400,900	426,600	456,700	483,500	
	30	289,900	302,800	314,100	347,300	402,500	428,000	458,000	484,200	
	31	291,000	303,900	314,600	348,500	404,100	429,200	459,200	484,700	
	32	292,100	304,900	315,100	349,600	405,700	430,500	460,400	485,200	
	33	293,400	306,100	315,600	350,700	407,400	431,500	461,400	485,700	
	34	294,700	306,700	316,200	352,000	409,400	432,600	462,100	486,000	
	35	295,900	307,300	316,600	353,200	411,400	433,600	462,800	486,300	
	36	297,200	307,900	317,000	354,300	413,400	434,600	463,500	486,700	
	37	298,100	308,300	317,500	355,400	415,100	435,700	464,000	487,000	
	38	299,100	308,900	318,100	356,600	416,800	436,800	464,400	487,200	
	39	300,200	309,500	318,700	357,900	418,300	437,900	464,800	487,500	
	40	301,300	310,000	319,200	359,100	419,800	439,000	465,100	487,700	
	41	302,500	310,400	319,800	360,300	421,000	440,200	465,400	488,000	
	42	303,100	311,000	320,500	361,500	422,000	441,000	465,700	488,200	
	43	303,700	311,600	321,200	362,700	423,000	441,800	466,000	488,400	
	44	304,200	312,100	321,800	363,900	424,000	442,400	466,300	488,600	
	45	304,600	312,500	322,400	365,100	425,000	442,900	466,500	489,000	
	46	305,100	313,000	323,200	366,400	426,100	443,600	466,800		
	47	305,600	313,500	324,000	367,600	427,200	444,300	467,100		
	48	306,100	314,000	324,700	368,800	428,300	444,900	467,300		

49	306,500	314,500	325,500	370,100	429,600	445,600	467,600
50	307,000	315,000	326,500	371,400	430,400	446,000	467,900
51	307,500	315,600	327,500	372,600	431,200	446,600	468,200
52	308,000	316,100	328,500	373,900	431,800	447,200	468,500
53	308,500	316,700	329,600	374,800	432,300	447,600	468,700
54	309,100	317,300	330,700	376,100	433,000	448,000	469,000
55	309,500	318,000	331,700	377,300	433,600	448,500	469,200
56	309,900	318,600	332,700	378,500	434,300	449,000	469,500
57	310,400	319,200	333,800	379,600	434,600	449,500	469,700
58	310,900	320,000	334,900	380,900	435,300	450,000	470,000
59	311,400	320,800	336,000	382,300	436,000	450,400	470,300
60	311,800	321,500	337,100	383,700	436,500	450,800	470,500
61	312,300	322,300	338,000	385,000	436,900	451,200	470,700
62	312,700	323,100	339,200	386,500	437,300	451,500	471,000
63	313,200	323,900	340,300	388,000	437,800	451,800	471,300
64	313,600	324,800	341,400	389,400	438,300	452,100	471,600
65	314,100	325,600	342,400	390,600	438,800	452,300	471,800
66	314,600	326,400	343,500	392,000	439,200	452,600	472,100
67	315,000	327,200	344,600	393,300	439,700	452,900	472,400
68	315,400	328,000	345,800	394,700	440,200	453,100	472,700
69	315,900	328,900	346,900	395,800	440,700	453,300	472,900
70	316,300	329,800	348,000	397,000	441,200	453,600	473,200
71	316,700	330,700	349,200	398,200	441,800	453,900	473,500
72	317,200	331,600	350,400	399,400	442,300	454,100	473,800
73	317,700	332,300	351,100	400,700	442,700	454,300	474,000
74	318,200	333,200	352,400	401,900	443,300	454,600	
75	318,800	334,100	353,700	403,100	443,700	454,900	
76	319,200	334,900	355,000	404,200	443,900	455,100	
77	319,700	335,600	356,200	405,300	444,200	455,300	
78	320,200	336,500	357,600	406,500	444,700	455,600	
79	320,800	337,400	359,000	407,600	445,000	455,900	
80	321,400	338,400	360,400	408,800	445,300	456,100	
81	321,900	339,300	361,700	409,900	445,600	456,300	
82	322,500	340,200	363,300	410,500	446,000	456,600	
83	323,200	341,100	364,800	411,000	446,400	456,900	
84	323,800	342,100	366,300	411,500	446,800	457,100	
85	324,400	343,000	367,700	412,100	447,100	457,300	
86	325,000	344,000	369,200	412,700			
87	325,700	345,000	370,700	413,300			
88	326,400	346,000	372,100	413,900			
89	327,100	346,900	373,400	414,200			
90	327,700	348,200	374,600	414,700			
91	328,400	349,400	375,800	415,200			
92	329,100	350,600	377,100	415,700			
93	329,600	351,800	378,400	416,100			
94	330,300	353,100	379,900	416,500			
95	331,200	354,300	381,400	417,000			
96	332,000	355,500	382,800	417,500			
97	332,700	356,700	384,100	417,900			
98	333,500	358,000	385,300	418,400			
99	334,300	359,200	386,400	418,900			
100	335,100	360,400	387,600	419,300			
101	336,000	361,800	388,700	419,600			
102	337,000	362,700	389,800	420,000			
103	338,000	363,700	390,900	420,400			
104	338,900	364,800	392,000	420,700			

	105	339,700	365,900	393,200	421,000					
	106	340,300	367,000	393,700	421,500					
	107	340,900	368,000	394,300	422,000					
	108	341,500	369,000	394,900	422,500					
	109	342,000	370,200	395,500	422,800					
	110	342,500	371,200	396,000	423,300					
	111	342,900	372,200	396,400	423,800					
	112	343,400	373,100	396,900	424,300					
	113	344,200	374,000	397,300	424,600					
	114	344,800	374,900	397,700	425,100					
	115	345,500	375,800	398,200	425,600					
	116	346,100	376,800	398,700	426,100					
	117	346,700	377,800	399,100	426,500					
	118	347,400	378,200	399,600	427,000					
	119	348,100	378,800	400,200	427,400					
	120	348,800	379,400	400,700	427,900					
	121	349,400	379,700	400,900	428,300					
	122	349,700	380,100	401,400						
	123	350,200	380,500	401,900						
	124	350,700	380,900	402,300						
	125	351,000	381,300	402,800						
	126		381,700	403,300						
	127		382,100	403,800						
	128		382,500	404,300						
	129		382,900	404,600						
	130		383,300	405,100						
	131		383,700	405,600						
	132		384,100	406,100						
	133		384,300	406,400						
	134		384,800	406,900						
	135		385,100	407,300						
	136		385,400	407,700						
	137		385,700	408,000						
	138		386,100	408,400						
	139		386,600	408,900						
	140		387,100	409,400						
	141		387,400	409,700						
	142		387,900							
	143		388,400							
	144		388,900							
	145		389,200							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		278,900	291,900	296,800	332,100	350,900	366,600	392,300	431,000	466,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	224,600	272,000	345,700	404,600	480,800
	2	227,000	273,400	347,600	406,100	482,600
	3	229,400	274,800	349,500	407,600	484,400
	4	231,700	276,200	351,300	409,100	486,200
	5	234,000	277,600	353,000	410,600	487,900
	6	236,300	278,800	354,900	412,000	489,600
	7	238,500	280,000	356,800	413,500	491,500
	8	240,700	281,200	358,600	414,900	493,300
	9	242,900	282,500	360,500	416,200	495,000
	10	245,100	283,600	362,500	417,600	496,600
	11	247,300	284,700	364,400	419,100	498,300
	12	249,600	285,900	366,200	420,600	499,800
	13	251,800	287,200	368,000	421,900	501,300
	14	253,900	288,900	369,700	423,400	502,600
	15	256,000	290,600	371,300	424,900	504,000
	16	258,100	292,300	372,900	426,400	505,300
	17	260,200	294,000	374,500	427,800	506,500
	18	262,000	296,000	375,900	429,400	507,100
	19	263,700	298,200	377,200	431,000	507,700
	20	265,400	300,500	378,400	432,500	508,400
	21	267,100	302,700	379,800	433,700	509,000
	22	268,400	304,900	381,400	435,100	
	23	269,700	307,200	383,000	436,500	
	24	270,900	309,400	384,500	437,800	
	25	272,100	311,500	386,000	439,400	
	26	273,300	313,400	387,700	440,800	
	27	274,500	315,300	389,300	442,100	
	28	275,700	317,100	390,800	443,500	
	29	276,800	319,000	392,400	444,900	
	30	277,800	320,900	394,000	446,200	
	31	278,900	322,700	395,600	447,700	
	32	279,900	324,400	397,200	449,200	
	33	281,000	326,100	398,800	450,800	
	34	282,100	327,900	400,400	452,200	
	35	283,300	329,600	401,900	453,800	
	36	284,600	331,300	403,400	455,300	
	37	285,800	333,000	404,900	457,000	
	38	286,900	334,800	406,400	458,500	
	39	288,100	336,600	407,900	460,100	
	40	289,200	338,300	409,300	461,700	
	41	290,500	339,700	410,600	463,200	
	42	291,500	341,600	412,100	464,700	
	43	292,500	343,400	413,500	465,900	
	44	293,400	345,100	414,900	467,100	
	45	294,000	346,900	416,400	468,300	
	46	294,800	348,800	418,000	469,600	
	47	295,600	350,500	419,600	470,800	
	48	296,400	352,300	421,000	472,000	
	49	297,100	354,100	422,200	473,100	
	50	297,900	355,900	423,600	474,300	
	51	298,600	357,600	425,000	475,500	
	52	299,400	359,300	426,300	476,700	

53	300,200	361,000	427,500	477,900
54	301,000	362,400	428,700	479,100
55	301,700	363,800	430,000	480,300
56	302,500	365,300	431,300	481,500
57	303,200	366,900	432,600	482,600
58	303,800	368,500	433,900	483,200
59	304,600	370,000	435,300	483,700
60	305,400	371,600	436,500	484,200
61	306,100	373,200	437,700	484,700
62	306,700	374,800	439,100	
63	307,500	376,400	440,500	
64	308,100	377,900	441,800	
65	309,100	379,500	443,000	
66	309,900	381,100	444,200	
67	310,600	382,700	445,500	
68	311,300	384,200	446,900	
69	312,000	385,700	448,200	
70	312,700	387,300	449,400	
71	313,400	388,700	450,400	
72	314,100	390,200	451,600	
73	314,800	391,700	452,800	
74	315,500	393,300	453,900	
75	316,200	394,900	455,100	
76	316,800	396,400	456,100	
77	317,400	397,800	457,200	
78	318,100	399,200	458,200	
79	318,800	400,600	459,200	
80	319,400	401,900	460,200	
81	320,000	403,200	461,100	
82	320,600	404,600	461,900	
83	321,300	405,900	462,700	
84	322,000	407,200	463,500	
85	322,700	408,300	464,200	
86	323,500	409,700	464,600	
87	324,200	411,000	465,000	
88	324,800	412,300	465,400	
89	325,500	413,500	465,800	
90	326,300	414,800	466,100	
91	327,000	415,900	466,400	
92	327,800	417,100	466,600	
93	328,300	418,300	466,900	
94	329,000	419,400	467,200	
95	329,700	420,600	467,500	
96	330,400	421,800	467,700	
97	331,000	423,200	467,900	
98	331,600	424,200	468,200	
99	332,400	425,200	468,500	
100	333,100	426,200	468,700	
101	333,900	427,100	468,900	
102	334,700	428,100	469,200	
103	335,600	429,200	469,500	
104	336,400	430,300	469,700	
105	337,000	431,000	469,900	
106	337,800	431,900		
107	338,600	432,800		
108	339,400	433,700		
109	340,000	434,500		
110	340,400	435,300		
111	340,700	436,100		
112	341,200	436,900		

	113	341,700	437,500			
	114	342,100	438,200			
	115	342,500	438,900			
	116	342,900	439,600			
	117	343,400	440,200			
	118	343,900	440,700			
	119	344,300	441,000			
	120	344,800	441,300			
	121	345,300	441,600			
	122	345,700	441,900			
	123	346,100	442,200			
	124	346,600	442,400			
	125	347,100	442,600			
	126	347,400	442,900			
	127	347,700	443,200			
	128	348,000	443,400			
	129	348,200	443,600			
	130	348,500	443,900			
	131	348,800	444,200			
	132	349,000	444,400			
	133	349,200	444,600			
	134	349,400	444,900			
	135	349,600	445,200			
	136	349,900	445,400			
	137	350,200	445,600			
	138	350,400	445,900			
	139	350,700	446,200			
	140	351,000	446,400			
	141	351,200	446,600			
	142	351,400	446,900			
	143	351,700	447,200			
	144	351,900	447,400			
	145	352,200	447,600			
	146	352,400				
	147	352,700				
	148	353,000				
	149	353,200				
	150	353,400				
	151	353,700				
	152	354,000				
	153	354,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		269,800	314,700	347,300	378,200	473,200

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に30,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	417,200	437,800	

53	299,600	339,700	418,000	439,000
54	300,400	341,600	419,100	440,100
55	301,000	343,400	420,100	441,200
56	301,700	345,100	421,100	442,300
57	302,400	346,900	422,200	443,300
58	303,200	348,800	423,200	444,500
59	304,000	350,500	424,300	445,700
60	304,600	352,300	425,400	446,900
61	305,200	354,100	426,400	447,500
62	305,900	355,900	427,500	448,300
63	306,600	357,600	428,600	449,000
64	307,100	359,300	429,600	449,500
65	307,800	361,000	430,500	449,800
66	308,500	362,400	431,400	450,100
67	309,100	363,800	432,400	450,500
68	309,700	365,300	433,400	450,900
69	310,400	366,900	434,200	451,200
70	311,100	368,400	435,000	451,600
71	311,700	369,900	435,700	451,900
72	312,400	371,400	436,500	452,200
73	312,900	372,800	437,200	452,500
74	313,600	374,400	437,800	452,800
75	314,300	375,900	438,500	453,100
76	314,800	377,300	439,200	453,400
77	315,400	378,700	439,800	453,600
78	316,100	380,200	440,500	453,900
79	316,700	381,700	441,000	454,200
80	317,300	383,300	441,600	454,400
81	317,800	384,600	442,000	454,600
82	318,400	385,900	442,400	
83	319,000	387,200	442,700	
84	319,600	388,400	442,900	
85	320,000	389,500	443,100	
86	320,400	390,700	443,400	
87	320,900	391,700	443,700	
88	321,400	392,800	443,900	
89	321,800	393,800	444,100	
90	322,200	394,900	444,400	
91	322,600	396,000	444,700	
92	323,000	397,000	444,900	
93	323,300	398,100	445,100	
94	323,700	399,200	445,400	
95	324,100	400,200	445,700	
96	324,400	401,300	445,900	
97	324,700	402,300	446,100	
98	325,100	403,300	446,400	
99	325,400	404,200	446,700	
100	325,700	405,100	446,900	
101	326,100	405,900	447,100	
102	326,400	406,900	447,400	
103	326,700	407,700	447,700	
104	327,000	408,600	447,900	
105	327,200	409,400	448,100	
106	327,500	410,300		
107	327,800	411,200		
108	328,000	412,100		
109	328,200	412,900		
110	328,400	413,900		
111	328,700	414,800		
112	329,000	415,700		

	113	329,200	416,300			
	114	329,400	417,200			
	115	329,600	418,100			
	116	329,900	419,000			
	117	330,200	419,800			
	118	330,400	420,500			
	119	330,700	421,300			
	120	331,000	422,100			
	121	331,200	422,700			
	122	331,400	423,400			
	123	331,600	424,100			
	124	331,900	424,700			
	125	332,200	425,300			
	126		426,000			
	127		426,500			
	128		427,100			
	129		427,700			
	130		428,300			
	131		428,800			
	132		429,300			
	133		429,600			
	134		429,900			
	135		430,100			
	136		430,400			
	137		430,700			
	138		431,000			
	139		431,300			
	140		431,600			
	141		431,900			
	142		432,200			
	143		432,500			
	144		432,800			
	145		433,000			
	146		433,300			
	147		433,600			
	148		433,800			
	149		434,000			
	150		434,300			
	151		434,600			
	152		434,800			
	153		435,000			
	154		435,300			
	155		435,600			
	156		435,800			
	157		436,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		260,700	311,600	342,500	371,600	461,900

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,400	258,600	352,400	403,700	478,200
	2	208,500	262,900	354,400	405,100	488,400
	3	209,700	265,700	356,400	406,500	498,100
	4	210,800	268,500	358,300	407,900	508,000
	5	211,900	271,100	360,300	409,300	517,900
	6	214,100	272,900	362,300	410,700	527,900
	7	216,200	274,400	364,300	412,000	536,600
	8	218,300	275,900	366,200	413,400	544,500
	9	220,500	277,400	368,100	414,800	552,300
	10	222,500	279,400	369,700	416,300	559,400
	11	224,500	281,400	371,300	417,700	564,700
	12	226,500	283,300	372,900	419,100	569,200
	13	228,500	285,300	374,500	420,300	572,200
	14	230,400	287,500	375,600	421,800	574,200
	15	232,300	289,700	376,600	423,300	
	16	234,100	291,900	377,600	424,800	
	17	235,800	294,100	378,900	426,300	
	18	237,600	296,400	380,100	427,900	
	19	239,400	298,800	381,300	429,500	
	20	241,200	301,200	382,500	431,200	
	21	243,100	303,500	383,700	432,400	
	22	244,900	305,700	384,900	433,800	
	23	246,600	307,800	386,000	435,200	
	24	248,300	309,900	387,000	436,500	
	25	250,000	312,000	388,100	437,800	
	26	252,100	313,900	389,100	439,100	
	27	254,000	315,800	390,000	440,600	
	28	255,900	317,700	391,000	442,100	
	29	257,800	319,600	391,900	443,300	
	30	259,000	321,100	392,600	444,500	
	31	260,100	322,700	393,400	446,100	
	32	261,200	324,200	394,100	447,600	
	33	262,600	325,700	394,700	448,900	
	34	263,900	327,200	395,400	450,300	
	35	265,300	328,700	396,100	451,700	
	36	266,700	330,200	396,900	453,100	
	37	268,100	331,600	397,600	454,500	
	38	269,600	332,600	398,300	455,900	
	39	271,100	333,500	399,100	457,300	
	40	272,700	334,300	399,800	458,700	
	41	274,100	335,000	400,600	459,800	
	42	275,400	335,500	401,700	461,100	
	43	276,800	336,000	402,900	462,500	
	44	278,200	336,400	404,100	463,800	
	45	279,700	336,800	404,800	464,600	
	46	281,000	337,300	405,800	465,400	
	47	282,300	337,800	406,600	466,300	
	48	283,500	338,200	407,300	467,200	
	49	284,700	338,600	408,000	468,000	
	50	285,800	339,000	408,700	468,800	
	51	286,900	339,400	409,300	469,400	
	52	288,000	339,900	409,900	470,200	

53	289,000	340,300	410,500	470,600
54	290,100	340,700	411,200	471,200
55	291,100	341,100	412,000	471,700
56	292,100	341,500	412,800	472,200
57	293,100	341,900	413,400	472,700
58	293,800	342,200	414,200	
59	294,300	342,600	414,900	
60	294,900	343,000	415,600	
61	295,500	343,400	416,200	
62	296,100	343,900	416,900	
63	296,700	344,500	417,500	
64	297,300	345,000	418,200	
65	297,900	345,400	418,900	
66	298,400	346,000	419,500	
67	299,000	346,500	420,100	
68	299,500	347,100	420,800	
69	300,100	347,600	421,500	
70	300,800	348,100	422,000	
71	301,400	348,500	422,600	
72	302,000	349,100	423,200	
73	302,700	349,600	423,700	
74	303,300	350,100	424,300	
75	303,900	350,700	424,900	
76	304,600	351,400	425,400	
77	305,300	352,000	425,900	
78	306,000	352,400	426,400	
79	306,700	353,100	426,900	
80	307,200	353,800	427,600	
81	307,800	354,400	428,000	
82	308,500	355,100		
83	309,200	355,700		
84	309,800	356,300		
85	310,300	356,800		
86	311,000	357,300		
87	311,700	357,700		
88	312,300	358,000		
89	312,800	358,300		
90	313,400	358,800		
91	314,100	359,100		
92	314,700	359,500		
93	315,300	359,800		
94	315,800	360,100		
95	316,400	360,500		
96	316,900	360,900		
97	317,200	361,400		
98	317,600	361,900		
99	318,000	362,400		
100	318,500	362,900		
101	318,900	363,400		
102	319,200	363,900		
103	319,500	364,300		
104	319,800	364,800		
105	320,200	365,200		
106	320,500	365,600		
107	320,900	366,100		
108	321,200	366,500		
109	321,400	367,000		
110	321,800	367,400		
111	322,100	367,800		
112	322,300	368,200		

	113	322,600	368,700			
	114	322,900	369,100			
	115	323,200	369,500			
	116	323,500	369,900			
	117	323,700	370,400			
	118	324,000	370,800			
	119	324,200	371,200			
	120	324,500	371,600			
	121	324,800	372,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		251,800	298,200	326,200	373,300	437,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	318,900	431,700	488,500	585,600
	2	321,300	434,400	490,500	591,700
	3	323,600	437,100	492,400	596,800
	4	325,800	439,700	494,300	601,500
	5	328,000	442,200	495,800	605,800
	6	331,500	444,400	497,500	610,100
	7	335,000	446,400	499,300	613,500
	8	338,500	448,500	501,100	616,400
	9	342,100	450,600	502,900	618,900
	10	345,600	452,200	504,600	621,200
	11	349,100	453,800	506,400	
	12	352,600	455,400	508,200	
	13	356,100	457,000	510,000	
	14	359,600	458,500	511,700	
	15	363,100	460,000	513,500	
	16	366,600	461,400	515,300	
	17	370,000	462,800	517,100	
	18	373,200	464,300	519,000	
	19	376,500	465,800	520,900	
	20	379,700	467,200	522,800	
	21	383,000	468,500	524,700	
	22	386,300	470,000	526,400	
	23	389,500	471,400	528,200	
	24	392,600	472,800	530,000	
	25	395,800	474,200	531,600	
	26	398,200	475,600	533,400	
	27	400,600	476,900	535,200	
	28	402,800	478,200	536,700	
	29	404,800	479,600	538,100	
	30	406,500	480,900	539,800	
	31	408,200	482,300	541,600	
	32	410,000	483,700	543,300	
	33	411,800	485,000	544,800	
	34	413,600	486,300	546,100	
	35	415,200	487,600	547,400	
	36	416,700	489,000	548,700	
	37	418,200	490,400	549,700	
	38	419,600	492,000	551,000	
	39	421,000	493,600	552,300	
	40	422,400	495,100	553,600	
	41	423,900	496,700	554,600	
	42	424,700	497,900	555,400	
	43	425,400	498,900	556,200	
	44	426,100	499,900	557,000	
	45	426,900	500,700	557,900	
	46	427,500	501,600	558,700	
	47	428,100	502,500	559,500	
	48	428,600	503,300	560,200	
	49	429,100	504,000	561,000	
	50	429,500	504,700	561,800	
	51	430,000	505,400	562,500	
	52	430,400	506,000	563,400	

	53	430,800	506,600	564,300	
	54	431,100	507,300	565,100	
	55	431,400	507,900	566,000	
	56	431,800	508,500	566,900	
	57	432,100	508,800	567,700	
	58	432,400	509,400	568,500	
	59	432,700	510,000	569,300	
	60	433,000	510,700	570,000	
	61	433,400	511,100	570,800	
	62	433,700	511,700	571,700	
	63	434,000	512,400	572,600	
	64	434,300	513,100	573,500	
	65	434,600	513,500	574,300	
	66		514,100	575,200	
	67		514,700	576,100	
	68		515,200	577,000	
	69		515,700	577,800	
	70		516,200	578,700	
	71		516,700	579,600	
	72		517,200	580,500	
	73		517,600	581,300	
	74		518,100		
	75		518,500		
	76		518,900		
	77		519,400		
	78		520,000		
	79		520,500		
	80		520,900		
	81		521,400		
	82		522,000		
	83		522,600		
	84		523,100		
	85		523,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 341,100	円 387,800	円 448,100	円 529,800

備考 この表は、厚生環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	212,100	286,100	341,500	386,600	442,200
	2	214,300	286,900	343,000	388,300	444,200
	3	216,400	287,600	344,500	389,900	446,200
	4	218,500	288,400	345,900	391,500	448,100
	5	220,500	289,200	347,300	393,000	449,900
	6	222,500	290,000	348,900	394,600	451,600
	7	224,500	290,800	350,500	396,200	453,200
	8	226,400	291,500	352,000	397,800	454,700
	9	228,200	292,200	353,300	399,400	456,200
	10	230,100	293,000	354,900	401,400	457,500
	11	232,000	293,800	356,500	403,400	458,800
	12	234,100	294,600	357,900	405,400	460,100
	13	235,800	295,400	359,400	406,800	461,400
	14	237,800	296,200	361,000	408,500	462,600
	15	240,000	296,900	362,200	410,200	463,800
	16	242,100	297,700	363,800	411,900	464,900
	17	244,200	298,600	365,300	413,600	466,100
	18	245,300	299,400	366,800	415,100	467,200
	19	246,300	300,200	368,200	416,600	468,400
	20	247,300	301,000	369,700	418,100	469,600
	21	248,400	301,800	370,800	419,400	470,700
	22	250,200	302,700	372,300	420,700	471,500
	23	252,100	303,800	373,800	422,000	471,900
	24	254,200	304,900	375,200	423,100	472,600
	25	256,000	306,200	376,300	424,200	473,100
	26	257,100	307,500	377,800	425,300	473,500
	27	258,100	308,900	379,300	426,400	473,900
	28	259,000	310,200	380,700	427,500	474,300
	29	260,200	311,900	382,100	428,300	474,700
	30	261,300	313,600	383,700	429,100	475,100
	31	262,400	315,300	385,100	429,800	475,400
	32	263,700	317,000	386,600	430,600	475,700
	33	264,900	318,700	387,700	431,000	476,000
	34	266,200	319,900	388,700	431,600	476,300
	35	267,400	321,000	389,800	432,100	476,600
	36	268,500	322,200	390,800	432,500	476,900
	37	269,500	323,500	391,700	432,900	477,200
	38	270,500	324,700	392,400	433,100	
	39	271,600	325,900	393,200	433,400	
	40	272,600	327,100	394,200	433,700	
	41	273,700	328,300	395,100	434,000	
	42	274,600	329,500	396,000	434,300	
	43	275,400	330,700	396,900	434,600	
	44	276,200	331,900	397,800	434,900	
	45	277,000	333,200	398,500	435,100	
	46	277,800	334,400	399,200	435,400	
	47	278,600	335,700	400,000	435,700	
	48	279,400	336,900	400,800	436,000	

49	280, 100	338, 100	401, 200	436, 200
50	280, 900	339, 200	401, 800	436, 400
51	281, 700	340, 400	402, 500	436, 700
52	282, 500	341, 600	403, 200	437, 000
53	283, 300	342, 900	403, 500	437, 200
54	284, 100	344, 100	404, 100	
55	284, 700	345, 300	404, 700	
56	285, 500	346, 400	405, 100	
57	286, 400	347, 300	405, 400	
58	287, 200	348, 500	405, 700	
59	288, 000	349, 600	406, 200	
60	288, 700	350, 700	406, 700	
61	289, 400	351, 600	407, 000	
62	290, 200	352, 500	407, 400	
63	291, 000	353, 500	407, 800	
64	291, 700	354, 400	408, 200	
65	292, 400	355, 300	408, 700	
66	293, 200	356, 200	409, 100	
67	294, 000	357, 200	409, 600	
68	294, 700	358, 100	410, 100	
69	295, 400	358, 600	410, 500	
70	296, 200	359, 500	410, 900	
71	296, 800	360, 200	411, 200	
72	297, 500	361, 100	411, 500	
73	298, 200	361, 800	411, 800	
74	298, 900	362, 100	412, 300	
75	299, 600	362, 500	412, 600	
76	300, 200	363, 100	413, 000	
77	300, 900	363, 700	413, 400	
78	301, 700	364, 400	413, 900	
79	302, 400	365, 100	414, 300	
80	303, 000	365, 700	414, 700	
81	303, 500	366, 400	415, 000	
82	304, 200	366, 900	415, 500	
83	304, 900	367, 500	415, 800	
84	305, 500	368, 100	416, 200	
85	306, 000	368, 400	416, 500	
86	306, 600	368, 900	417, 000	
87	307, 300	369, 300	417, 300	
88	308, 000	369, 800	417, 700	
89	308, 600	370, 300	418, 000	
90	309, 100	370, 800		
91	309, 700	371, 300		
92	310, 200	371, 700		
93	310, 800	372, 000		
94	311, 200	372, 300		
95	311, 500	372, 500		
96	311, 800	372, 800		
97	312, 100	373, 300		
98	312, 400	373, 600		
99	312, 600	373, 900		
100	312, 900	374, 200		
101	313, 200	374, 600		
102	313, 400	374, 900		
103	313, 700	375, 200		
104	314, 000	375, 500		

	105	314, 200	375, 900			
	106	314, 400	376, 200			
	107	314, 600	376, 400			
	108	314, 800	376, 700			
	109	315, 200	377, 000			
	110	315, 400	377, 400			
	111	315, 600	377, 800			
	112	315, 800	378, 200			
	113	316, 200	378, 700			
	114	316, 400	379, 100			
	115	316, 600	379, 500			
	116	316, 900	379, 900			
	117	317, 200	380, 400			
	118	317, 400				
	119	317, 600				
	120	317, 900				
	121	318, 200				
	122	318, 400				
	123	318, 600				
	124	318, 900				
	125	319, 200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 249, 300	円 296, 000	円 321, 600	円 370, 300	円 416, 300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	234,100	306,300	346,200	387,800	444,000
	2	236,000	306,800	347,200	389,600	446,200
	3	237,800	307,300	348,200	391,300	448,400
	4	239,500	307,800	349,200	393,100	450,600
	5	241,200	308,200	350,200	395,000	452,600
	6	243,100	308,700	351,400	397,000	454,600
	7	245,000	309,200	352,600	399,100	456,400
	8	246,700	309,600	353,800	401,200	458,300
	9	248,500	310,000	354,600	402,900	460,000
	10	250,400	310,500	355,800	405,000	461,600
	11	252,300	311,000	357,000	407,100	463,400
	12	254,300	311,500	358,000	409,100	465,000
	13	256,600	311,800	359,100	411,000	466,300
	14	258,900	312,500	360,200	412,600	467,600
	15	261,200	313,100	361,000	414,400	469,200
	16	263,500	313,700	362,100	416,200	470,800
	17	267,200	314,100	363,200	417,900	472,500
	18	269,400	314,800	364,300	419,600	474,100
	19	271,600	315,300	365,200	421,600	475,600
	20	273,800	315,900	366,300	423,300	477,000
	21	276,000	316,600	367,200	425,000	478,100
	22	277,000	316,900	368,400	426,700	479,400
	23	277,800	317,600	369,500	428,500	480,700
	24	278,700	318,300	370,600	430,300	482,200
	25	279,500	318,900	371,300	431,900	483,200
	26	280,600	319,500	372,600	433,600	483,800
	27	281,700	320,200	373,900	435,400	484,500
	28	282,600	320,800	375,200	437,200	485,100
	29	283,400	321,500	376,400	438,700	486,000
	30	284,100	322,300	377,900	440,200	486,700
	31	284,800	323,000	379,400	441,700	487,500
	32	285,600	323,900	380,900	443,000	488,300
	33	286,700	325,100	382,100	444,200	489,000
	34	287,600	326,300	383,600	445,300	489,700
	35	288,500	327,400	385,000	446,500	490,400
	36	289,400	328,300	386,400	447,700	491,200
	37	290,400	329,200	387,800	449,000	492,000
	38	291,400	330,400	388,800	450,100	492,800
	39	292,300	331,600	390,200	451,300	493,500
	40	293,300	333,000	391,500	452,500	494,200
	41	294,100	334,100	392,900	453,700	495,000
	42	295,000	335,300	394,300	454,700	
	43	295,900	336,600	395,600	455,800	
	44	296,800	338,200	397,000	456,900	
	45	297,800	338,900	398,400	457,900	
	46	298,500	340,000	399,500	458,400	
	47	299,200	341,100	400,500	458,900	
	48	299,900	342,200	401,600	459,300	
	49	300,500	343,400	402,600	459,900	
	50	301,100	344,400	403,300	460,400	
	51	301,600	345,500	404,200	460,800	
	52	302,000	346,600	405,000	461,300	

53	302, 400	347, 700	405, 500	461, 800
54	303, 000	348, 800	406, 200	462, 200
55	303, 500	349, 900	406, 900	462, 500
56	303, 900	351, 000	407, 500	462, 800
57	304, 300	351, 800	408, 100	463, 200
58	304, 800	352, 900	408, 600	
59	305, 200	354, 000	409, 200	
60	305, 700	355, 000	409, 700	
61	306, 200	355, 900	410, 200	
62	306, 600	356, 800	410, 700	
63	307, 100	357, 800	411, 300	
64	307, 500	358, 800	411, 800	
65	308, 000	360, 000	412, 400	
66	308, 400	361, 300	412, 800	
67	308, 900	362, 500	413, 300	
68	309, 400	363, 700	413, 700	
69	309, 800	364, 600	414, 000	
70	310, 200	365, 800	414, 500	
71	310, 700	366, 900	414, 800	
72	311, 100	368, 200	415, 000	
73	311, 600	369, 200	415, 200	
74	312, 300	370, 100	415, 600	
75	313, 000	371, 200	415, 800	
76	313, 700	372, 400	416, 000	
77	314, 400	373, 500	416, 200	
78	315, 300	374, 700	416, 600	
79	316, 200	375, 900	417, 000	
80	316, 900	376, 900	417, 200	
81	317, 600	377, 900	417, 300	
82	318, 500	378, 900	417, 600	
83	319, 300	380, 000	418, 000	
84	320, 100	381, 100	418, 300	
85	320, 800	381, 900	418, 600	
86	321, 700	383, 000	419, 000	
87	322, 600	384, 100	419, 400	
88	323, 400	385, 100	419, 800	
89	324, 300	385, 800	420, 100	
90	325, 100	386, 600		
91	326, 000	387, 400		
92	326, 900	388, 100		
93	327, 700	388, 700		
94	328, 600	389, 200		
95	329, 500	389, 700		
96	330, 300	390, 200		
97	330, 800	390, 800		
98	331, 500	391, 300		
99	332, 300	391, 800		
100	333, 100	392, 300		
101	333, 900	392, 700		
102	334, 700	393, 100		
103	335, 700	393, 700		
104	336, 700	394, 200		
105	337, 600	394, 500		
106	338, 600	395, 000		
107	339, 600	395, 300		
108	340, 600	395, 600		
109	341, 400	396, 200		
110	342, 100	396, 700		
111	342, 800	397, 200		
112	343, 400	397, 700		

	113	343, 800	398, 300			
	114	344, 100	398, 800			
	115	344, 600	399, 300			
	116	345, 200	399, 700			
	117	345, 600	400, 300			
	118	346, 100	400, 800			
	119	346, 700	401, 300			
	120	347, 200	401, 800			
	121	347, 600	402, 400			
	122	348, 100	402, 800			
	123	348, 600	403, 300			
	124	349, 100	403, 800			
	125	349, 500	404, 400			
	126	349, 800				
	127	350, 100				
	128	350, 400				
	129	350, 700				
	130	351, 100				
	131	351, 400				
	132	351, 700				
	133	351, 900				
	134	352, 200				
	135	352, 500				
	136	352, 700				
	137	352, 900				
	138	353, 200				
	139	353, 500				
	140	353, 800				
	141	354, 000				
	142	354, 300				
	143	354, 600				
	144	354, 800				
	145	355, 000				
	146	355, 200				
	147	355, 500				
	148	355, 700				
	149	356, 000				
	150	356, 400				
	151	356, 800				
	152	357, 200				
	153	357, 500				
	154	357, 900				
	155	358, 300				
	156	358, 700				
	157	359, 000				
	158	359, 400				
	159	359, 700				
	160	360, 100				
	161	360, 400				
	162	360, 800				
	163	361, 200				
	164	361, 600				
	165	361, 900				
	166	362, 300				
	167	362, 700				
	168	363, 100				
	169	363, 400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		294, 200	314, 200	329, 400	373, 900	422, 300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

情報職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,900	287,800	325,100	495,400	545,700	624,700	717,100
	2	208,000	288,800	326,600	507,400	555,700	636,700	739,100
	3	209,200	289,800	328,000	517,400	563,700	646,700	
	4	210,300	290,800	329,400	525,400	569,700		
	5	211,400	291,800	330,400	531,400	573,700		
	6	213,100	292,800	331,500	535,400			
	7	214,700	293,800	332,600				
	8	216,300	294,800	333,800				
	9	217,900	295,800	335,100				
	10	219,500	296,900	336,700				
	11	221,100	297,900	338,400				
	12	222,700	298,900	340,000				
	13	224,200	299,900	341,200				
	14	225,900	301,200	342,800				
	15	227,600	302,500	344,500				
	16	229,300	303,700	346,100				
	17	230,500	305,000	347,600				
	18	232,100	306,300	349,300				
	19	233,700	307,600	350,900				
	20	235,200	308,800	352,400				
	21	236,700	309,900	353,800				
	22	238,300	311,100	355,500				
	23	239,900	312,400	356,800				
	24	241,500	313,700	358,400				
	25	243,100	315,000	359,600				
	26	244,800	316,100	361,500				
	27	246,100	317,100	363,100				
	28	247,400	318,100	364,700				
	29	248,700	319,300	365,900				
	30	249,800	320,500	367,500				
	31	250,900	321,700	369,100				
	32	252,000	322,900	370,700				
	33	253,100	324,100	372,300				
	34	254,400	325,400	374,000				
	35	255,800	326,800	375,800				
	36	257,200	328,100	377,600				
	37	258,600	329,400	379,100				
	38	260,000	330,700	380,500				
	39	261,400	332,000	381,900				
	40	262,800	333,300	383,300				
	41	264,200	334,700	384,900				
	42	265,400	335,900	386,300				
	43	266,700	337,100	387,600				
	44	268,000	338,200	389,100				
	45	269,200	339,100	390,300				
	46	270,400	340,300	391,200				
	47	271,700	341,500	392,300				
	48	272,900	342,800	393,400				

49	274, 000	343, 900	394, 300				
50	275, 100	345, 100	395, 300				
51	276, 200	346, 300	396, 300				
52	277, 300	347, 500	397, 200				
53	278, 200	348, 800	398, 200				
54	279, 200	349, 800	399, 100				
55	280, 200	350, 900	400, 000				
56	281, 200	352, 000	400, 900				
57	282, 200	352, 700	401, 700				
58	283, 100	353, 600	402, 400				
59	283, 900	354, 300	403, 200				
60	284, 800	355, 100	404, 000				
61	285, 600	355, 900	404, 600				
62	286, 400	356, 300	405, 300				
63	287, 300	356, 800	406, 000				
64	288, 000	357, 500	406, 700				
65	288, 800	358, 300	407, 200				
66	289, 600	359, 000	407, 900				
67	290, 400	359, 700	408, 500				
68	291, 000	360, 300	409, 100				
69	291, 700	360, 800	409, 500				
70	292, 500	361, 400	410, 100				
71	293, 200	361, 900	410, 800				
72	293, 900	362, 500	411, 400				
73	294, 600	362, 800	411, 800				
74	295, 400	363, 300	412, 300				
75	296, 100	363, 600	412, 800				
76	296, 800	364, 000	413, 400				
77	297, 500	364, 400	413, 800				
78	298, 200	364, 900	414, 200				
79	298, 900	365, 400	414, 500				
80	299, 500	365, 900	414, 900				
81	300, 200	366, 200	415, 200				
82	300, 900	366, 600	415, 500				
83	301, 600	367, 000	415, 800				
84	302, 300	367, 400	416, 100				
85	302, 800	367, 700	416, 300				
86	303, 500	368, 100	416, 600				
87	304, 100	368, 500	416, 900				
88	304, 800	368, 900	417, 100				
89	305, 400	369, 100	417, 300				
90	306, 000	369, 500	417, 500				
91	306, 600	369, 900	417, 700				
92	307, 400	370, 300	417, 900				
93	308, 000	370, 500	418, 100				
94		370, 800	418, 300				
95		371, 200	418, 500				
96		371, 500	418, 700				
97		371, 800	418, 900				
98		372, 200					
99		372, 600					
100		373, 000					
101		373, 500					
102		373, 900					
103		374, 300					
104		374, 700					

	105		375,200					
	106		375,600					
	107		375,900					
	108		376,200					
	109		376,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		249,200	294,000	330,000	469,400	529,100	577,200	651,600

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 7

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	417,200	437,800	

53	299,600	339,700	418,000	439,000
54	300,400	341,600	419,100	440,100
55	301,000	343,400	420,100	441,200
56	301,700	345,100	421,100	442,300
57	302,400	346,900	422,200	443,300
58	303,200	348,800	423,200	444,500
59	304,000	350,500	424,300	445,700
60	304,600	352,300	425,400	446,900
61	305,200	354,100	426,400	447,500
62	305,900	355,900	427,500	448,300
63	306,600	357,600	428,600	449,000
64	307,100	359,300	429,600	449,500
65	307,800	361,000	430,500	449,800
66	308,500	362,400	431,400	450,100
67	309,100	363,800	432,400	450,500
68	309,700	365,300	433,400	450,900
69	310,400	366,900	434,200	451,200
70	311,100	368,400	435,000	451,600
71	311,700	369,900	435,700	451,900
72	312,400	371,400	436,500	452,200
73	312,900	372,800	437,200	452,500
74	313,600	374,400	437,800	452,800
75	314,300	375,900	438,500	453,100
76	314,800	377,300	439,200	453,400
77	315,400	378,700	439,800	453,600
78	316,100	380,200	440,500	453,900
79	316,700	381,700	441,000	454,200
80	317,300	383,300	441,600	454,400
81	317,800	384,600	442,000	454,600
82	318,400	385,900	442,400	
83	319,000	387,200	442,700	
84	319,600	388,400	442,900	
85	320,000	389,500	443,100	
86	320,400	390,700	443,400	
87	320,900	391,700	443,700	
88	321,400	392,800	443,900	
89	321,800	393,800	444,100	
90	322,200	394,900	444,400	
91	322,600	396,000	444,700	
92	323,000	397,000	444,900	
93	323,300	398,100	445,100	
94	323,700	399,200	445,400	
95	324,100	400,200	445,700	
96	324,400	401,300	445,900	
97	324,700	402,300	446,100	
98	325,100	403,300	446,400	
99	325,400	404,200	446,700	
100	325,700	405,100	446,900	
101	326,100	405,900	447,100	
102	326,400	406,900	447,400	
103	326,700	407,700	447,700	
104	327,000	408,600	447,900	
105	327,200	409,400	448,100	
106	327,500	410,300		
107	327,800	411,200		
108	328,000	412,100		
109	328,200	412,900		
110	328,400	413,900		
111	328,700	414,800		
112	329,000	415,700		

	113	329,200	416,300			
	114	329,400	417,200			
	115	329,600	418,100			
	116	329,900	419,000			
	117	330,200	419,800			
	118	330,400	420,500			
	119	330,700	421,300			
	120	331,000	422,100			
	121	331,200	422,700			
	122	331,400	423,400			
	123	331,600	424,100			
	124	331,900	424,700			
	125	332,200	425,300			
	126		426,000			
	127		426,500			
	128		427,100			
	129		427,700			
	130		428,300			
	131		428,800			
	132		429,300			
	133		429,600			
	134		429,900			
	135		430,100			
	136		430,400			
	137		430,700			
	138		431,000			
	139		431,300			
	140		431,600			
	141		431,900			
	142		432,200			
	143		432,500			
	144		432,800			
	145		433,000			
	146		433,300			
	147		433,600			
	148		433,800			
	149		434,000			
	150		434,300			
	151		434,600			
	152		434,800			
	153		435,000			
	154		435,300			
	155		435,600			
	156		435,800			
	157		436,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		260,700	311,600	342,500	371,600	461,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に31,700をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が４級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表 8

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別表 9

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別表10

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	224,600	272,000	325,200	345,700	404,600	480,800
	2	227,000	273,400	327,100	347,600	406,100	482,600
	3	229,400	274,800	329,000	349,500	407,600	484,400
	4	231,700	276,200	330,700	351,300	409,100	486,200
	5	234,000	277,600	332,400	353,000	410,600	487,900
	6	236,300	278,800	334,200	354,900	412,000	489,600
	7	238,500	280,000	336,000	356,800	413,500	491,500
	8	240,700	281,200	337,700	358,600	414,900	493,300
	9	242,900	282,500	339,400	360,500	416,200	495,000
	10	245,100	283,600	341,300	362,500	417,600	496,600
	11	247,300	284,700	343,100	364,400	419,100	498,300
	12	249,600	285,900	344,900	366,200	420,600	499,800
	13	251,800	287,200	346,400	368,000	421,900	501,300
	14	253,900	288,900	348,300	369,700	423,400	502,600
	15	256,000	290,600	350,200	371,300	424,900	504,000
	16	258,100	292,300	351,900	372,900	426,400	505,300
	17	260,200	294,000	353,600	374,500	427,800	506,500
	18	262,000	296,000	355,800	375,900	429,400	507,100
	19	263,700	298,200	357,600	377,200	431,000	507,700
	20	265,400	300,500	359,300	378,400	432,500	508,400
	21	267,100	302,700	361,000	379,800	433,700	509,000
	22	268,400	304,900	362,800	381,400	435,100	
	23	269,700	307,200	364,400	383,000	436,500	
	24	270,900	309,400	366,100	384,500	437,800	
	25	272,100	311,500	367,800	386,000	439,400	
	26	273,300	313,400	369,100	387,700	440,800	
	27	274,500	315,300	370,500	389,300	442,100	
	28	275,700	317,100	371,900	390,800	443,500	
	29	276,800	319,000	373,400	392,400	444,900	
	30	277,800	320,900	375,000	394,000	446,200	
	31	278,900	322,700	376,500	395,600	447,700	
	32	279,900	324,400	378,100	397,200	449,200	
	33	281,000	326,100	379,700	398,800	450,800	
	34	282,100	327,900	381,300	400,400	452,200	
	35	283,300	329,600	382,900	401,900	453,800	
	36	284,600	331,300	384,400	403,400	455,300	
	37	285,800	333,000	386,000	404,900	457,000	
	38	286,900	334,800	387,600	406,400	458,500	
	39	288,100	336,600	389,200	407,900	460,100	
	40	289,200	338,300	390,700	409,300	461,700	
	41	290,500	339,700	392,200	410,600	463,200	
	42	291,500	341,600	393,800	412,100	464,700	
	43	292,500	343,400	395,300	413,500	465,900	
	44	293,400	345,100	396,800	414,900	467,100	
	45	294,000	346,900	398,300	416,400	468,300	
	46	294,800	348,800	399,800	418,000	469,600	
	47	295,600	350,500	401,400	419,600	470,800	
	48	296,400	352,300	402,800	421,000	472,000	
	49	297,100	354,100	404,200	422,200	473,100	
	50	297,900	355,900	405,600	423,600	474,300	
	51	298,600	357,600	407,000	425,000	475,500	
	52	299,400	359,300	408,400	426,300	476,700	

53	300, 200	361, 000	409, 800	427, 500	477, 900
54	301, 000	362, 400	411, 300	428, 700	479, 100
55	301, 700	363, 800	412, 700	430, 000	480, 300
56	302, 500	365, 300	414, 100	431, 300	481, 500
57	303, 200	366, 900	415, 200	432, 600	482, 600
58	303, 800	368, 500	416, 600	433, 900	483, 200
59	304, 600	370, 000	418, 000	435, 300	483, 700
60	305, 400	371, 600	419, 300	436, 500	484, 200
61	306, 100	373, 200	420, 500	437, 700	484, 700
62	306, 700	374, 800	421, 700	439, 100	
63	307, 500	376, 400	422, 900	440, 500	
64	308, 100	377, 900	424, 200	441, 800	
65	309, 100	379, 500	425, 400	443, 000	
66	309, 900	381, 100	426, 600	444, 200	
67	310, 600	382, 700	427, 900	445, 500	
68	311, 300	384, 200	429, 100	446, 900	
69	312, 000	385, 700	430, 400	448, 200	
70	312, 700	387, 300	431, 600	449, 400	
71	313, 400	388, 700	432, 800	450, 400	
72	314, 100	390, 200	434, 000	451, 600	
73	314, 800	391, 700	435, 000	452, 800	
74	315, 500	393, 300	436, 100	453, 900	
75	316, 200	394, 900	437, 300	455, 100	
76	316, 800	396, 400	438, 600	456, 100	
77	317, 400	397, 800	439, 600	457, 200	
78	318, 100	399, 200	440, 600	458, 200	
79	318, 800	400, 600	441, 600	459, 200	
80	319, 400	401, 900	442, 600	460, 200	
81	320, 000	403, 200	443, 600	461, 100	
82	320, 600	404, 600	444, 600	461, 900	
83	321, 300	405, 900	445, 600	462, 700	
84	322, 000	407, 200	446, 500	463, 500	
85	322, 700	408, 300	447, 300	464, 200	
86	323, 500	409, 700	448, 200	464, 600	
87	324, 200	411, 000	449, 000	465, 000	
88	324, 800	412, 300	449, 900	465, 400	
89	325, 500	413, 500	450, 600	465, 800	
90	326, 300	414, 800	451, 300	466, 100	
91	327, 000	415, 900	451, 800	466, 400	
92	327, 800	417, 100	452, 400	466, 600	
93	328, 300	418, 300	452, 900	466, 900	
94	329, 000	419, 400	453, 200	467, 200	
95	329, 700	420, 600	453, 600	467, 500	
96	330, 400	421, 800	453, 900	467, 700	
97	331, 000	423, 200	454, 200	467, 900	
98	331, 600	424, 200	454, 500	468, 200	
99	332, 400	425, 200	454, 800	468, 500	
100	333, 100	426, 200	455, 000	468, 700	
101	333, 900	427, 100	455, 200	468, 900	
102	334, 700	428, 100	455, 500	469, 200	
103	335, 600	429, 200	455, 800	469, 500	
104	336, 400	430, 300	456, 000	469, 700	
105	337, 000	431, 000	456, 200	469, 900	
106	337, 800	431, 900	456, 500		
107	338, 600	432, 800	456, 800		
108	339, 400	433, 700	457, 000		
109	340, 000	434, 500	457, 200		
110	340, 400	435, 300	457, 500		
111	340, 700	436, 100	457, 800		
112	341, 200	436, 900	458, 000		

	113	341,700	437,500	458,200			
	114	342,100	438,200				
	115	342,500	438,900				
	116	342,900	439,600				
	117	343,400	440,200				
	118	343,900	440,700				
	119	344,300	441,000				
	120	344,800	441,300				
	121	345,300	441,600				
	122	345,700	441,900				
	123	346,100	442,200				
	124	346,600	442,400				
	125	347,100	442,600				
	126	347,400	442,900				
	127	347,700	443,200				
	128	348,000	443,400				
	129	348,200	443,600				
	130	348,500	443,900				
	131	348,800	444,200				
	132	349,000	444,400				
	133	349,200	444,600				
	134	349,400	444,900				
	135	349,600	445,200				
	136	349,900	445,400				
	137	350,200	445,600				
	138	350,400	445,900				
	139	350,700	446,200				
	140	351,000	446,400				
	141	351,200	446,600				
	142	351,400	446,900				
	143	351,700	447,200				
	144	351,900	447,400				
	145	352,200	447,600				
	146	352,400					
	147	352,700					
	148	353,000					
	149	353,200					
	150	353,400					
	151	353,700					
	152	354,000					
	153	354,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		269,800	314,700	331,000	347,300	378,200	473,200

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、この表の額に30,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が6級である職員の給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	325,200	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	327,100	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	329,000	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	330,700	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	332,400	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	334,200	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	336,000	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	337,700	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	339,400	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	341,300	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	343,100	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	344,900	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	346,400	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	348,300	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	350,200	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	351,900	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	353,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	355,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	357,600	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	359,300	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	361,000	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	362,800	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	364,400	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	366,100	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	367,800	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	369,100	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	370,500	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	371,900	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	373,400	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	374,800	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	376,300	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	377,700	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	379,000	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	380,600	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	382,000	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	383,300	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	384,600	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	386,100	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	387,500	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	389,000	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	390,300	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	391,500	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	392,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	393,800	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	394,900	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	396,100	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	397,300	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	398,400	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	399,400	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	400,500	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	401,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	402,700	417,200	437,800	

53	299, 600	339, 700	403, 800	418, 000	439, 000
54	300, 400	341, 600	405, 000	419, 100	440, 100
55	301, 000	343, 400	406, 100	420, 100	441, 200
56	301, 700	345, 100	407, 200	421, 100	442, 300
57	302, 400	346, 900	408, 200	422, 200	443, 300
58	303, 200	348, 800	409, 300	423, 200	444, 500
59	304, 000	350, 500	410, 200	424, 300	445, 700
60	304, 600	352, 300	411, 200	425, 400	446, 900
61	305, 200	354, 100	412, 000	426, 400	447, 500
62	305, 900	355, 900	413, 100	427, 500	448, 300
63	306, 600	357, 600	414, 000	428, 600	449, 000
64	307, 100	359, 300	414, 900	429, 600	449, 500
65	307, 800	361, 000	415, 900	430, 500	449, 800
66	308, 500	362, 400	416, 800	431, 400	450, 100
67	309, 100	363, 800	417, 800	432, 400	450, 500
68	309, 700	365, 300	418, 800	433, 400	450, 900
69	310, 400	366, 900	419, 700	434, 200	451, 200
70	311, 100	368, 400	420, 800	435, 000	451, 600
71	311, 700	369, 900	421, 800	435, 700	451, 900
72	312, 400	371, 400	422, 700	436, 500	452, 200
73	312, 900	372, 800	423, 500	437, 200	452, 500
74	313, 600	374, 400	424, 400	437, 800	452, 800
75	314, 300	375, 900	425, 300	438, 500	453, 100
76	314, 800	377, 300	426, 300	439, 200	453, 400
77	315, 400	378, 700	427, 100	439, 800	453, 600
78	316, 100	380, 200	427, 800	440, 500	453, 900
79	316, 700	381, 700	428, 600	441, 000	454, 200
80	317, 300	383, 300	429, 400	441, 600	454, 400
81	317, 800	384, 600	430, 000	442, 000	454, 600
82	318, 400	385, 900	430, 700	442, 400	
83	319, 000	387, 200	431, 400	442, 700	
84	319, 600	388, 400	432, 000	442, 900	
85	320, 000	389, 500	432, 600	443, 100	
86	320, 400	390, 700	433, 300	443, 400	
87	320, 900	391, 700	433, 800	443, 700	
88	321, 400	392, 800	434, 400	443, 900	
89	321, 800	393, 800	434, 900	444, 100	
90	322, 200	394, 900	435, 400	444, 400	
91	322, 600	396, 000	435, 800	444, 700	
92	323, 000	397, 000	436, 200	444, 900	
93	323, 300	398, 100	436, 400	445, 100	
94	323, 700	399, 200	436, 700	445, 400	
95	324, 100	400, 200	437, 000	445, 700	
96	324, 400	401, 300	437, 200	445, 900	
97	324, 700	402, 300	437, 500	446, 100	
98	325, 100	403, 300	437, 800	446, 400	
99	325, 400	404, 200	438, 100	446, 700	
100	325, 700	405, 100	438, 300	446, 900	
101	326, 100	405, 900	438, 600	447, 100	
102	326, 400	406, 900	438, 900	447, 400	
103	326, 700	407, 700	439, 200	447, 700	
104	327, 000	408, 600	439, 400	447, 900	
105	327, 200	409, 400	439, 600	448, 100	
106	327, 500	410, 300	439, 900		
107	327, 800	411, 200	440, 200		
108	328, 000	412, 100	440, 400		
109	328, 200	412, 900	440, 600		
110	328, 400	413, 900	440, 900		
111	328, 700	414, 800	441, 200		
112	329, 000	415, 700	441, 400		

	113	329,200	416,300	441,600			
	114	329,400	417,200				
	115	329,600	418,100				
	116	329,900	419,000				
	117	330,200	419,800				
	118	330,400	420,500				
	119	330,700	421,300				
	120	331,000	422,100				
	121	331,200	422,700				
	122	331,400	423,400				
	123	331,600	424,100				
	124	331,900	424,700				
	125	332,200	425,300				
	126		426,000				
	127		426,500				
	128		427,100				
	129		427,700				
	130		428,300				
	131		428,800				
	132		429,300				
	133		429,600				
	134		429,900				
	135		430,100				
	136		430,400				
	137		430,700				
	138		431,000				
	139		431,300				
	140		431,600				
	141		431,900				
	142		432,200				
	143		432,500				
	144		432,800				
	145		433,000				
	146		433,300				
	147		433,600				
	148		433,800				
	149		434,000				
	150		434,300				
	151		434,600				
	152		434,800				
	153		435,000				
	154		435,300				
	155		435,600				
	156		435,800				
	157		436,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		260,700	311,600	327,100	342,500	371,600	461,900

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が6級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表11

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	325,200	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	327,100	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	329,000	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	330,700	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	332,400	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	334,200	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	336,000	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	337,700	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	339,400	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	341,300	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	343,100	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	344,900	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	346,400	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	348,300	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	350,200	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	351,900	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	353,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	355,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	357,600	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	359,300	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	361,000	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	362,800	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	364,400	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	366,100	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	367,800	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	369,100	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	370,500	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	371,900	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	373,400	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	374,800	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	376,300	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	377,700	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	379,000	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	380,600	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	382,000	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	383,300	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	384,600	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	386,100	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	387,500	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	389,000	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	390,300	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	391,500	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	392,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	393,800	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	394,900	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	396,100	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	397,300	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	398,400	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	399,400	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	400,500	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	401,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	402,700	417,200	437,800	

53	299, 600	339, 700	403, 800	418, 000	439, 000
54	300, 400	341, 600	405, 000	419, 100	440, 100
55	301, 000	343, 400	406, 100	420, 100	441, 200
56	301, 700	345, 100	407, 200	421, 100	442, 300
57	302, 400	346, 900	408, 200	422, 200	443, 300
58	303, 200	348, 800	409, 300	423, 200	444, 500
59	304, 000	350, 500	410, 200	424, 300	445, 700
60	304, 600	352, 300	411, 200	425, 400	446, 900
61	305, 200	354, 100	412, 000	426, 400	447, 500
62	305, 900	355, 900	413, 100	427, 500	448, 300
63	306, 600	357, 600	414, 000	428, 600	449, 000
64	307, 100	359, 300	414, 900	429, 600	449, 500
65	307, 800	361, 000	415, 900	430, 500	449, 800
66	308, 500	362, 400	416, 800	431, 400	450, 100
67	309, 100	363, 800	417, 800	432, 400	450, 500
68	309, 700	365, 300	418, 800	433, 400	450, 900
69	310, 400	366, 900	419, 700	434, 200	451, 200
70	311, 100	368, 400	420, 800	435, 000	451, 600
71	311, 700	369, 900	421, 800	435, 700	451, 900
72	312, 400	371, 400	422, 700	436, 500	452, 200
73	312, 900	372, 800	423, 500	437, 200	452, 500
74	313, 600	374, 400	424, 400	437, 800	452, 800
75	314, 300	375, 900	425, 300	438, 500	453, 100
76	314, 800	377, 300	426, 300	439, 200	453, 400
77	315, 400	378, 700	427, 100	439, 800	453, 600
78	316, 100	380, 200	427, 800	440, 500	453, 900
79	316, 700	381, 700	428, 600	441, 000	454, 200
80	317, 300	383, 300	429, 400	441, 600	454, 400
81	317, 800	384, 600	430, 000	442, 000	454, 600
82	318, 400	385, 900	430, 700	442, 400	
83	319, 000	387, 200	431, 400	442, 700	
84	319, 600	388, 400	432, 000	442, 900	
85	320, 000	389, 500	432, 600	443, 100	
86	320, 400	390, 700	433, 300	443, 400	
87	320, 900	391, 700	433, 800	443, 700	
88	321, 400	392, 800	434, 400	443, 900	
89	321, 800	393, 800	434, 900	444, 100	
90	322, 200	394, 900	435, 400	444, 400	
91	322, 600	396, 000	435, 800	444, 700	
92	323, 000	397, 000	436, 200	444, 900	
93	323, 300	398, 100	436, 400	445, 100	
94	323, 700	399, 200	436, 700	445, 400	
95	324, 100	400, 200	437, 000	445, 700	
96	324, 400	401, 300	437, 200	445, 900	
97	324, 700	402, 300	437, 500	446, 100	
98	325, 100	403, 300	437, 800	446, 400	
99	325, 400	404, 200	438, 100	446, 700	
100	325, 700	405, 100	438, 300	446, 900	
101	326, 100	405, 900	438, 600	447, 100	
102	326, 400	406, 900	438, 900	447, 400	
103	326, 700	407, 700	439, 200	447, 700	
104	327, 000	408, 600	439, 400	447, 900	
105	327, 200	409, 400	439, 600	448, 100	
106	327, 500	410, 300	439, 900		
107	327, 800	411, 200	440, 200		
108	328, 000	412, 100	440, 400		
109	328, 200	412, 900	440, 600		
110	328, 400	413, 900	440, 900		
111	328, 700	414, 800	441, 200		
112	329, 000	415, 700	441, 400		

	113	329,200	416,300	441,600			
	114	329,400	417,200				
	115	329,600	418,100				
	116	329,900	419,000				
	117	330,200	419,800				
	118	330,400	420,500				
	119	330,700	421,300				
	120	331,000	422,100				
	121	331,200	422,700				
	122	331,400	423,400				
	123	331,600	424,100				
	124	331,900	424,700				
	125	332,200	425,300				
	126		426,000				
	127		426,500				
	128		427,100				
	129		427,700				
	130		428,300				
	131		428,800				
	132		429,300				
	133		429,600				
	134		429,900				
	135		430,100				
	136		430,400				
	137		430,700				
	138		431,000				
	139		431,300				
	140		431,600				
	141		431,900				
	142		432,200				
	143		432,500				
	144		432,800				
	145		433,000				
	146		433,300				
	147		433,600				
	148		433,800				
	149		434,000				
	150		434,300				
	151		434,600				
	152		434,800				
	153		435,000				
	154		435,300				
	155		435,600				
	156		435,800				
	157		436,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		260,700	311,600	327,100	342,500	371,600	461,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が6級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別 記 切 替 要 領

1 職務の級の切替え

令和10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が別表イで掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

別表イ 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
教育職給料表(二)	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級
教育職給料表(三)	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級
教育職給料表(イ)	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級